

平成26年第3回  
笠置町議会定例会会議録  
(第2号)

平成26年9月22日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成26年9月22日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年9月22日 9時32分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成26年9月22日 14時06分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	×	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	1 番	田 中 良 三		2 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 平成26年第3回笠置町議会会議録

平成26年9月11日～平成26年9月25日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成26年9月22日 午前9時30分開議

- 第1 議案第19号 笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件
- 第2 議案第20号 笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件
- 第3 議案第21号 笠置町老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例制定の件
- 第4 議案第22号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第5 議案第23号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第6 議案第24号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第7 議案第25号 笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第8 議案第26号 笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第27号 相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件
- 第10 議案第28号 平成26年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第11 議案第29号 平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第12 議案第30号 平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時32分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会いたします。

石田春子議員より、諸般の事情により欠席届が提出されておりますので、御報告しておきます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、議案第19号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議案第19号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正案は、平成22年度に策定いたしました笠置町過疎地域自立促進市町村計画の中の道路対策について、町道平田線の新設を加えるものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

それでは、議案第19号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件について、議案の説明をさせていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、この3ページにあります町道の部分で加えたものでございます。平成26年6月議会において、地域主導型公共事業といたしまして、町道平田線の新設することを計上し可決いただいておりますが、その財源といたしまして、過疎債を充当する必要が生じております。過疎債を充当するためには、過疎計画の中にこの町道平田線の新設するという文言を加える必要がありましたので、今回、一部この部分を加えさせていただいたものであります。

なお、過疎債の充当につきましては、6月議会で1,490万円充当することで計上させていただきます。以上、議案説明とさせていただきます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

これは、府の地域主導型工事の白砂川整備工事における、以前から懸念されておりました、駅やいこいの館周辺に大きな水利がないため、白鷺橋から白砂川沿いに、府が消防車も入れる管理用道路をつくっていただける、それとつなげて商工会まで通じる町道をつくられるものと理解をしております。

この工事も含め、全体の白砂川整備工事は27年度3月に完成となっております。今、行われている府や町の公共工事はとにかくおくれております。この工事は27年度3月末までに完成されるよう進めていただきたいと思います。現状も含め、これからどういうふうに進めていかれるのか確認をさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほど、過疎計画の変更の中でも総務財政課長のほうが御説明いたしましたとおり、本年6月の議会におきまして、地域主導型公共事業に伴います事業費1,495万円を計上させていただいております。その中身につきましては、委託料として695万円、公有財産購入費といたしまして800万円を予定しております。

現在、この委託料のうち測量設計に係ります業務委託のほうを契約いたしまして、実施しておるところでございます。現在、現地の平板測量等に基づきまして、道路線形の検討を行っておるところでございます。

この後のスケジュールといたしましては、それらの測量設計の結果に基づきまして、用地のほうの事務を進めていきたいと思っております。町の工事分につきましては、今年度内に詳細設計まで作成いたしまして、それに基づきまして必要な用地の交渉、購入まで進めたいと思っております。工事そのものにつきましては、来年度実施する予定となっております。

ちなみに京都府施行の事業の分につきましては、現在も用地買収の事務のほうを引き続き進めていただいているということで、その後、京都府のほうも今年度末あたりから実際の工事のほうに着手したい見込みであるという旨を聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今申しましたように、笠置におけるいろんな工事はおくれておる。町民

の方の不信感も発生しておる状況であります。きちんとした工程表をつくられて、この期間に完成されるよう、特に要望しておきます。

この町道平田線について、3点要望いたします。

1点目は、以前にも申しましたが、個人が経営しておられる駐車場のど真ん中を通ります。人も車も安全対策を十分していただきたい。

2点目は、以前から地元の方から要望されております。下から上がってきて見通しが悪いので、商工会の前あたりにカーブミラーをつけていただきたい。この工事とあわせて実現をしていただきたいと思います。

3点目は、この平田線はキャンプ場からいこいの館へ行かれる道にもなります。夜も通られるわけですから、街灯の設置も必要になると思います。工事にあわせて街灯の設置をされるべきではと考えますが、どのようにお考えなのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町道平田線は、現在、設計のほうをやっております、道路の種別といたしましては第3種第5級ということで、設計速度20キロということで設計をいたしております。

6月の議会のほうでも御質問もありましたとおり、駐車場内ということですので、速度の制限なり、それと府道との接点につきましてはカーブミラーの設置等伺っております。それにつきましては、今後詳細設計の中で検討をしていきたいと思っております。照明につきましても同様に考えておまして、今後の詳細設計の中で検討していきたいと思っておりますが、通常の街路灯との兼ね合いもございますので、その辺は今後検討の中で考えていきたいというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 1点目と2点目については、実現されるような見通しをお聞きしたわけですけれども、3点目の街灯の設置は検討していくということでもありますけれども、白砂川の整備工事における売り物の一つとして、キャンプ場といこいをつないで、いこいの館の集客も図っていくというのが大きな前提にもなっております。これは、これからの季節、夕方になると暗くなってきますので、そういうことから考えましても街灯は、私は必要だろうと思っておりますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

さらに、サトムラデンキ跡にハイキングの方に休憩していただけるように小公園を計画されております。私は慎重に考えていただきたいと思っております。ハイキングに行かれる方

はこの道を通らず郵便局の前を通っていかれる方が、私はほとんどだと思います。どれぐらいの利用があると予想をされておるんですか。あずまやを建てたりトイレをつくられたりしますと、後の維持管理が大変になります。近くにいこいの館もありますし、小公園もあります。どのような小公園をお考えなのかお聞きしておきます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西村議員の御質問にお答えしたいと思います。

小公園につきましては、全体計画の中の一つということで考えておまして、確かに西村議員さんがおっしゃりますとおり、いこいの館からさほど距離も離れていないという中で、わざわざあずまややトイレというものを設置する必要があるのかということも含めて考えていきたいと思えます。

事業につきましては、余り町も財政的に余裕がございませんので、何もお金をかけることだけが公園整備とか遊歩道整備ということではないかというように考えておりますので、ちょうど場所的には白砂川と打滝川との合流地点ということで、整備ができれば景色もいいかなというように思われるところですので、例えばそこでちょっとベンチのようなものだけを設置して、記念写真等を撮ってもらったりとかというような、その程度であってもそれは一つの小公園の整備というように考えております。

今後、どういうふうな内容でやっていくかということにつきましては、検討委員会等でも十分議論してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

対費用効果や後の維持管理のことも十分考えられて、この小公園の設置をお願いします。

最後に、この工事は地域主導型であります。南部で行われた報告会でも、特に白砂川流域に住んでおられる方から災害などを助長するのではないかという心配をされる声が上がってありました。地域住民の方の理解と協力がなければ成り立ちませんので、十分な周知、報告をその都度していただきたいと思えます。その辺、よろしくお願ひしたいんですけども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今後の経過を住民の方にお知らせするというございですが、その手法につきましては、今後検討させていただきたいと思えます。この前、事業の開始に際しまして、住民説明

会等を行わせていただいたわけですが、そのような形が必要なのか、また別の方法をとるべきなのかということにつきましては、今後検討していきたいと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第19号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第19号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、議案第20号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第20号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

この条例一部改正は、笠置町産業振興会館の設置目的に、「住民福祉及び高齢者の福祉向上・増進を図る」を目的に加え、従前の業務とあわせ新たな複合施設として設置するものでございます。改正後の条例では、新たに笠置町包括支援センター並びに居宅介護事業所に係る業務を実施するものでございます。

施行日は平成27年2月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第20号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページの新旧対照表から御説明申し上げます。

まず、第1条でございます。提案理由にもございましたように、設置目的に第1条のところで、地域産業の振興を図るとともに住民相互の交流を深め、豊かな地域社会の形成と住民福祉及び高齢者の保健福祉の向上・増進を図るため、笠置町産業振興会館を設置するというふうに目的をつけ加えてございます。

それから、第2条のところは文言の整理でございまして、名称の文言を加えております。

それから、第3条でございますが、改正後の第3条につきましては、本条例の現行の施行規則第2条で定まっていた内容でございまして、今回新たに条例で定めるというふうなことで、第3条を加えさせていただいております。第3条の事業の中に、これは産業振興会館第1条の目的を達成するために次の事業を行うということで、7項目を掲げているわけですが、1号から4号までは今までの、従前の業務でございます。それから、今回新たに複合施設としてつけ加える項目につきましては、5号及び6号になります。5号で笠置町包括支援センター業務に関する事、それから6号で笠置町指定居宅介護支援事業所業務に関する事という業務を加えるものでございます。

それから、4ページにまいりまして、旧第4条、産業振興会館に職員を置くということは新たに定義をしないということで、新たに第4条として旧第3条の所管業務を定義いたしました。新たな第4条としまして、産業会館は、町長がこれを管理し、前条第1号から第4号に定めた事業については企画観光課、第5号及び第6号に定めた事業については保健福祉課が所管するという事、所管課を定義しております。

それから第5条で、開館の時間及び休館日ということを定義しております。これも旧条例あるいは規則では、旧規則で定まっていた部分でございまして、今回新たに条例で定めることとしたものでございます。

第5条のところに、企画観光課が所管する業務に係る開館時間及び休館日は次のとおりとする。(1)開館時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、原則夜間使用は午後10時までとし、以降の延長は認めないものとする。(2)休館日は毎週月曜日とする。ただし、休館日が祭日の場合はその翌日を休館日とし、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。これは現状どおりでございます。新たに条例で定めたという部分にあります。

今回つけ加えましたのは、この2項にございまして、保健福祉課が所管する業務に係る開館時間及び休館日は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規定に準じるものとするという、別途決まっております規定に従

って開館するというふうなことを定義しております。

それから、施行日でございますが、デイサービスの改修が計画されている平成27年2月1日から業務を移行する必要がございますので、その日付とさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この包括支援センターは、場所は以前にお聞きしたときには産業会館の和室を潰して、あそこもクーラーが入っているんで、安く上がるという話をお聞きしたんですけども、そのとおりですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議会運営委員会のほうで御説明したときはそのように申しました。その時点では当然そういうふうにご考慮しておりました。いろいろ議員さんの御意見をいただきまして、現在のところ、和室は機能的にそのまま残し、なるべく経費がかからない方法で、倉庫のほうを事務所にしたいというふうなことで計画をしております。費用面につきましては、恐らく和室のほうは安くつく試算はしておりますが、そんなに大差ない、節約をした中で何とか安くしたいというふうにご考慮しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、和室じゃなしに、私もだから場所が、ここだけじゃなしに、産業会館じゃなしに、笠置町の持っているいろんな場所を検討してほしいと言っていました。だから、その前の1回限りの会議だけではなかなかなんです。だから、今、倉庫とおっしゃったけれども、あそこは本当に窓がないし、どうせ蛍光灯とかクーラーとかつけかえしやなあかんと思うんです。それで、鉄の扉になっているんで、あれはなかなか出入りが、ほかの人が通っている、鉄の扉が閉まっていたらなかなかわかりにくい。それもかえるんですか、そういったことも。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

扉はほかの事務室の扉と全く一緒です。照明と窓ですが、窓につきましては、意外と奥のほうにご考慮いただき、耐え得るものと考えております。ただ、冷暖房につきましては、新たに整備する必要があると考えています。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

議会運営委員会するときにも言いましたけれども、通常、産業会館は今までは月曜日が休みなんですけれども、結局、今の条例を見れば、月曜日から金曜日、基本的に包括センターがやるということで、月曜日はあくということなんですけれども。だから、この前も言いましたように、産業会館の月曜日の光熱水費とか、その辺のところはやっぱり基本的にほかの人も入ってこられる可能性があるんです。だから、電気とか冷暖房の、あそこはやっぱり高くつくんです。だから、その辺のところはどういうふうに考えてもらえるんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。包括支援センター並びに居宅介護支援事業所というのは連絡調整機関でございます。表の玄関をあける必要がないときはあけない。

ただし、ちょっと事業もいろいろスポット的に考えていますので、そのときはやはり使用はさせていただくときはあろうかと思いますが、必要のないときは当然、事務室の係る部分だけの管理でいきたいと考えております。その他、節約については当然のことかと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今に関連して、あそこに月曜日が休みであれば一般の人も入れるということで、土産物とか、やっぱり当然に事務室のほうにも鍵をかけて閉まって、喫茶店のほうもだと思ってしまうんですけれども、土産物とかそういったものの管理とかが、一般の人、それと観光客の方が来られる場合があるわけです。そういったことはどういうふうに、看板か何か立てるか、説明というか、何かやられる予定なんですか。その辺だけ。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 月曜日の関係ですけれども、企画観光課といたしましては、当然看板を立ててそういった説明書きといたしますか、そういったものを掲示したいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、大倉議員の質疑の中で入り口を限定されることもあると、そういうことを答弁されましたが、私はちょっと気になるんですけれども、包括支援センターにはいろんな方が相談に

来られますから、入り口はやっぱりオープンにされるべきだと私は思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

包括支援センターなり居宅介護支援事業所につきましては、基本的には相談業務がメインになっています。当然、相談に来られる場合もありますけれども、おおむね横の、正面じゃなしに横の出入り口で対応可能かというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 質問は3問終わっていますけれども、今ちょっと答弁で、外でということとは、月曜日に表というか、館内でクーラーもつけるということになってくると違いますか。支援センターの表で相談業務とか。そうじゃないんですか。

（「違います」と言う者あり）

3番（大倉 博君） 今、何かそういった答弁が。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ちょっと表現が悪かったかもしれませんが、相談業務の一番の係というのは、おうちに行ってというふうなことになります。訪問して相談業務に応じる。当然、事務所がそこにありますので、当然来られて相談するというのもあると考えておりますが、そういう面で全てが事務所で相談するというふうなことではなくて、出向いて相談に応じたり、来られて相談に応じたりというふうなことでイメージしていただければと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 今のと関係ないですけども、年にたしか振興会館は12万円の清掃費が上がっているはずですが、これは、担当課長に聞くと、休館日にやったと言いますけれども、これで来年からのあれでは、休館日というのは正月休み以外はないはずですけども、それはどういう対応をされるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 田中議員がおっしゃったように、今まで大体12月に業者を入れて掃除しているんですけども、今後につきましては、月曜日があくということにもなるうかと思うので、その辺は保健福祉課長とも相談しながら、また業者と打ち合わせする中で考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

これから地域包括センターというのは、医療、介護、予防についてこれから重要なポジションを町には占めるわけです。こういう大事なセンターの入り口を横の入り口から入る。そういうのは町としてあるべきではないと私は考えますので、ぜひ検討していただきたい。

細かいことですが、文言ですが、見ていただけますか。第5条第2項の「保健福祉課が所管する業務に係る」とありますが、「業務に係る」と訂正されたらいいんじゃないかと思えます。

もう一点、条例第3号7の「前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要と認める事業に関する」とありますが、この事業の所管をはっきりすべくために、「産業会館は町長がこれを管理し、前号第1号から第4号に定めた事業については企画観光課、第5号及び第6号に定めた事業については保健福祉課が所管し、第7号に定める事業については事業の内容により所管課を定めるものとする」という文言をつけ加えるべきではないかと私は思うんですが。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいま御指摘いただきました、まず最初の点です。4ページの2項に係ります「保健福祉課が所管する業務に係る開館時間」、確かに御指摘どおりでございますので、「業務に係る開館時間」というふうに修正をしてみたいと思います。

それから、次の第4条に係ります所管課の定義でございますが、第7号につきましては、当然いろんな課にまたがるわけで、表現としては議員のおっしゃられるとおりの形もあり得るかなと思いますが、あえて定義しないという方法もあると考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） よろしいですか、西村君。

はい、ほかにありませんか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） いや、今の関連で私もちよっと勉強して。すみません。あきませんか、質問。

今の第3条の7号は、もう削除したらどうかなと思うんです。というのは、今、西村君に言ったように、第4条のところでは1号から4号は企画観光、5号、6号が保健福祉課、これ以外に7号で何があるんですか。あればまた条例をいらったらいいいと思うんですけれども、

7号は、私もこれはこの前企画観光課長とお話しておったんですけれども、企画観光課長も私の考え、ちょっとニュアンス的なことをおっしゃっていたんで、申しわけないけれどもそれだけの意見です。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

現時点では意見としてお伺いさせていただきまます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第20号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第20号、笠置町産業振興会館設置並びに管理条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、議案第21号、笠置町老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第21号、笠置町老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

この条例廃止は、平成26年度をもって笠置町老人デイサービス事業を民間に移譲することから本条例を廃止するものでございます。移譲に係ります施設利用契約等については、相手様と基本的事項につきましては合意に達しているところでございます。また、移譲に際しては、利用者の皆様に御不便をおかけしないよう、万全の体制で実施する所存でございます。施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第21号、笠置町老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例制定の件につき

まして御説明申し上げます。提案理由は先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。平成27年4月1日より民間の医療法人に業務を移譲することにより、本条例を廃止するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

4月からデイサービスの民営化ということなんですけれども、私も官から民、民営化というのはできたら官から民ということで、一応賛成、基本的には賛成なんですけれども、何点かお聞きします。

なぜ今、民営化なんですか。それと、我々はこの議会運営委員会で、それに対するメリット、デメリットはどうですか。なぜ今、民営化か。それと、これを民営化したらどういうメリットがあってデメリットはどんなんかとか、そういったことを工程表というか、我々は示してもらえなかったんで、今お願いします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

この件につきましては、議会運営委員会等々で御説明申し上げているところでございますが、なぜこれが公営事業とする必要があるのかというふうなほうの観点から見ていただくとよくわかると思います。

先ほど冒頭で大倉議員さんが言われましたように、官から民というのは、これは当然、行財政のスリム化というのが大義名分であろうかと思えます。そういうことを掲げて、側面的な文言が出てきます。

現在、地域包括ケアネットワークシステムの構築といいましょうか、介護保険法で大きな改正が来年4月から、これは経過措置がございますが、実施されようとされております。これは何を、どういう側面を持っているかといいますと、やはり医療と介護、それから先ほど西村議員さんのほうから御発言がありましたように、予防の連携業務というのが大きな観点になるかと思えます。このデイサービスの民営化というのは、医療法人を今、相手様として考えているところでして、医療と介護の連携という面では非常に有意義であろうかと思えます。

町の大きな視点でいえば、これから当然介護事業を、超高齢化社会を迎える中で、財政的な逼迫が十分予想される中で、医療と介護の連携というのは必然的であろうかと思えます。その医療法人さんを年が明けてですが公募しまして、町の目的と医療法人さんの取り組みが

合致したというふうなことが大きな契機とメリットになろうかと思います。

デメリットと申しますか、そういうことを想定して事業をしていませんので、今、どうのこうのというふうなことは避けて、発言する知識は持っておりませんが、民営化の意味とそれからメリットという意味ではそういうところが、意義が出てくるのかなというふう  
に考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

民営化する場合は、やはりメリット、デメリットが大事なんです。だから、メリットと  
考えられるのはやっぱり人件費の削減が一番大きいわけですね。だから今、何人おられて、  
幾ら町として財政が助かるという、その数字はわかりますか。当然に民営化する場合は、そ  
の辺の計算もやってほしいんですよ。その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

デイサービス事業の経営状況につきましては、議会運営委員会のほうで過去3カ年のほう  
の決算統計の資料をお渡ししていると思います。その中では、残念ながら20万円から  
100万円前後の赤字が継続しているかと思っております。そういう状況の中で、新たな民間の力  
を入れて笠置町の事業主体から民間に事業を移行するという事は、その予算がなくなると  
いうことであり、また民間さんは新たな視点からいろんな事業展開をされて、事業運営をさ  
れるというふうなことで考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、財政逼迫で先ほどおっしゃって、メリットは何、だからその数字が  
幾ら具体的に1年間でどれだけ予算が、人件費が助かるという、その数字をつかんでくださ  
い。

こんなことを申し上げるのは、私も昔の職場におったときに民営化をやった事業がありま  
す。2つあります。もうこんなことはここで余り言いたくないんですけども、1つは、私  
は、今おる従業員を今後どうするかの問題とか、それから、幾らこの事業は助かるか。その  
当時、年で3,000万円民営化したら助かるという話があつて民営化した事業があります。  
だから、民間にするということは、それは企業でもそうでしょう、やっぱりコストを下げる  
ということは。そういう事業をやる場合には、必ずメリット、デメリットを比較して当然や  
るべきなんです。

だから私は、もうその人件費の削減は年間何ぼとかが出てくると思っていたんですけども、残念ながら出てこないです。出てきませんか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

人件費の削減という面でございますが、デイサービス事業を民間に移譲するんで、今までのデイサービス事業の決算額がなくなるということです。デイサービスで決算書をお渡ししたマイナス部分が、来年度から町としては管轄外になる、いわゆるマイナスが出ているとしたら、その部分がなくなるというふうに考えていただいたらいいです。

人件費だけじゃなしに事業運営費も絡みますので、人件費の面だけは大きな部分は当然占めますけれども、そういう視点で、メリットという、額につきましてはそれを参照にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） はい。それは当然そうなんで、人件費だけじゃなくて光熱費とか、当然絡んでくるんですけども、いろんな面が。それはそれとして。

先日、ここに入られるという事業者の方が、私に、今このデイサービスの民営化はどうなっていますかということをお聞かせください。私もこの前議会運営委員会で1回きり聞いてからその後何もないんで、その方も心配しておられて、いつからどうなっているということはまだ具体的にきていなくて、契約もまだやとこの前おっしゃったんです。私に聞かれたって、私も議会でなかなか聞いていないからということしか言われないうんですけども、逆にこっちがいろんなことを聞いていたことがあるんですけども、こういった事業を27年に4月1日から施行するということは、先ほど平田線で西村議員が言うたように、私が前から言っていますという工程表、27年4月にやるということはいつ議会でやって、契約書はいつつくるとか、その事業のこういう工程表をやっぱりつくってほしいんです。そしたら事業者の方も「ああ」という、ペーパーを渡されたらわかるんです。

やはりこれから事業をやる場合は、どんな事業でもそうなんですけれども、工程表というものは大事なんです。私は前に言いましたように、木津川市の、今、焼却場の問題、あれもきっちり、毎月の工程表をつくってある。そして、今月はもうここまでできたとか、黒塗りしてある。やはりそういった工程表、それから、今度加茂にあります事業所、あれは何ていうかわかる、何ていう事業所か。とにかく、事業をやる場合には工程表をつくってほしいんです。そしたら事業者の方にも見せて、そしたらこういうふうに進んだらええんやなど。そ

したら事業者の方も口頭でじゃなしにこういう書面で渡せば、我々にもこういう、もらえばわかりやすいんです。そしたら事業もうまくいくと思うんです。

これから、どんな事業でもそうですけれども、ある程度のことは工程表をつくってください。前にも言いましたように、町道笠置山線でも工程表をお願いしていますけれども、やはりそういった、これからはわかりやすいような工程表をつくってください。以上です。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま大倉議員のほうから工程表なり事務事業の周知等について、一般の住民の方からいろいろ聞いているという分がございました。

当町のやる、行政のやる仕事につきましては、御承知だと思いますけれども、この議会で条例なりまた予算を通させていただいた段階から事務事業が始まるわけでございます。よって、その前にある部分で、このデイサービスの事業でございましたら、住民の方から話があったときに、27年4月1日からしますよというものは、また逆に言えば議会を軽視したというぐあいにとられかねる可能性もありますので、議会運営委員会の後、プレス発表をさせていただきました。そこから私はスタートだということで考えております。

それと工程表でございます。確かに事業を行う場合は工程表が必要なと思います。ただ、工程表というのは、継続できない事業については必要であろうと思いますけれども、単年の事業につきましては、議会の中で予算なり条例を出させていただいて、今年度はこういうことでやりますと、デイサービスの分につきましても27年4月1日からやりますと。その間では、今、大倉議員のほうから言いました契約を結び、それで民間業者の改修工事等々を行ったということを議運のほうでも話をしておりますので、その辺は理解をしていただきたいと。単年度の分についてこれから工程表を出すというのは、出せんことはないやろうけれども、ただ、これは住民の方々にも周知はさせていただきますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私は、設置条例を廃止されるのに若干疑問を感じております。説明をお願いいたします。

今やっておられるデイサービスの施設は、町の施設で、町の行政財産であります。行政財産を民間に貸すこと、また移譲することができるのでしょうか。また、設置条例がなくなれば、町のデイサービスにかかわる事業が全てなくなるわけですが、包括支援センターにおいてデイサービスの事務事業が残るわけですから、設置条例は私はなくすのには疑問を感じて

おります。

第5条に管理及び運営が書かれております。笠置町老人デイサービスセンターの管理及び運営については、町長が必要と認めたときはこれを民間に委託することができる、そういう文言を加えれば、この条例は生きるのではないかと私は思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

業務を民間に移譲しますので、笠置町の業務からは消えます。条例を設置する必要もないと考えております。

施設につきましては、デイサービス施設として使用目的を限定してお貸しというんですか、町有財産の使用貸借をいたしますので、問題ないというふうに考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、答弁がちょっとわからなかったんですけれども、町の行政財産を民間にそういう形でお貸しすること、これはできるんですか。その辺をちょっと、もう一度お聞きします。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、行政財産をそれ以外の物に使う分について、法的な違反という分の話かなと思います。

だから、目的外使用は何でもあるんです。例えば、今のところでございましたら、次のいこいの館の条例の改正が出てこようかと思えますけれども、あそこの土地につきましては、いこいの館の設置条例の中に入っている分でございます。その一部を目的外使用ということであるというのは、自治法の18年の改正だったと思えますけれども、それではできるようになっております。その辺は条例できちっとすることが必要ということで、今回条例提案をさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） この件は理解できました。

先ほど課長が、笠置から今度民間に移譲するわけですがけれども、移譲する仕事の内容は、デイサービスのサービスのみの移譲になります。事務事業は笠置も若干担うわけですから、笠置からまるっきりデイサービスの事業がなくなるということには私はならないと思う、だから、設置条例を廃止するまでには至らない、私はそのように考えるんですけれども、もう

一度お願いします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

デイサービス事業は、介護保険事業に定義いたします通所介護事業です。あと、包括なり居宅介護支援事業所が行うのは、ケアプランの作成等々に絡みが出てきますが、これはデイサービス事業とは関係ありませんので、明らかにデイサービス事業と包括なり居宅介護支援事業所の業務というのは、業務的にはかぶさるところはございません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。基本的なことをちょっとお尋ねします。

民営化に従い、サービスの低下、利用料金の高騰を心配するという町民の声を結構聞いております。こういう声に対して町側としてはどういう、打ち消さなしゃあないと思うんですけどもどのような対応を、そうではないですよというような対応をとっていかざるを得ないと思いますけれども、どういう対応をなされますか。ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問の中で、民間に移譲しますとやはり民間の運営、業務メニューというものがああります。

今回、契約で予定しておりますのはデイサービス事業、いわゆる通所介護事業とデイケア事業、これは通称リハというふうな表現を、リハビリテーション機能が入っております。このリハビリテーション機能は、介護予防という観点から非常に有益な効果が出るというふうなことはもう明確になっておりまして、相楽郡内でも一、二カ所しかございません。

それを、笠置町で融合させるということは、一義的に、仮にこのデイサービス利用料金が上昇して、利用料が仮に上がったとしても、保険給付のほうで予防できるというふうな面で将来的には安定するだろうというふうなことも予想しておりますし、デイケアの機能自身については、先ほど言いましたように、医学的に認められた処方であることから、その分について利用される利用者については、やはりその分が利用料として上がってくるということは予想されますが、従来の利用料については、やはりこれは介護保険法で報酬等単価が決まっております。これは改定されますので、その都度が変わっていきますけれども、現状の利用料とそんなに変わらないものと承知しております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

先ほどの包括支援センターとデイサービスについての関係からお聞きしたいんですけども、まず、デイサービスにサービスを受けたいという利用者がおられたら、包括支援センターを通してしか申し込みできないのか、それともまたほかにも方法はあるのか、それを1つお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問ですが、基本的にはそういうことになります。ほかのルートで来られることも、他町村に在住のというような表現はちょっとそぐわないですが、いろんなケースはあるんですけども、基本的には包括支援センターで、当然介護認定を受けられているという前提なんですけれども、ケアプランを作成してその中にデイサービス事業を週何時間なり利用するというを立てた中で御利用いただくということになります。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

それではもう一つ、包括支援センターとデイサービスについての関係でお聞きします。

今、包括支援センターに移ろうとなされている方は、恐らくデイサービスのほうの上役のほうの方と思います。それで、今度民営化になるに従って、包括支援センターとデイサービスの立場が対等になるわけですね。今までやったら包括支援センターから、これとこれをお願いします、これとこれをしてくださいという立場で言えたものが、今度は、これとこれとをしてください、お願いしますと、そういうときに、水平の立場になったときに意思疎通がうまくいって業務が正確にこなせるかどうかと、このまま水平の立場でいって大丈夫なんですかということをお尋ねします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

デイサービス事業は一つの介護メニューでございまして、それ以外の施設なり、いわゆるヘルパーさんなりの事業と常に連携をとるのが、今ちょうど、毎年言われているんですけども、連携強化ということは常に言われていまして、そこは当然のことながら支障ないものと考えています。より強化を深めて実施していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

民間業者と町とではやはり財政の基盤が違うということで、民間業者がもし仮に撤退する、休止したとかした場合には、廃止するということではいろいろな問題が生じるのではないかなど。例えば休止という状態であるとか、この条例は残したまま、先ほど西村議員の質疑にもありましたけれども、そういう形でしたほうがいいのではないかというふうにも思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ちょっと意味がとれなかったんですけども、民間に移った場合、事業をやめられた場合、どう担保するのかというふうな意味でよろしいでしょうか。

契約事項にもありますように、休止に当たっては事業継続について契約の中で、そのまま町が受け取るというふうな条文ではないんですけども、協議して解決するというふうなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

反対討論をいたします。

デイサービスセンターを民間業者に移譲するというので、今回、デイサービスの設置条例を廃止する条例制定の件が提案されています。先ほど質疑でも説明がありましたが、決算の上では20万円から100万円のマイナスがあり、今現在では町がそれを補填するという形をとっています。民間移譲となれば、それを民間業者が負うということになりますし、いろいろそういう経営上の苦勞もされるのではないかという心配もあります。

また、サービスの低下、それを防ぐ公的な保障もはっきりしていない中で、このデイサービスセンターを民営化する、そのことが本当に住民の福祉にとって利益になるのか議論も尽くされていないと思っています。そういう懸念を表明いたしまして、反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第21号、笠置町老人デイサービスセンター設置

条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第21号、笠置町老人デイサービスセンター設置条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時50分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、議案第22号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第22号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、デイサービス事業を民間に移譲することに伴い、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 議案第22号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、いこいの館の土地の一部を目的外に使用することについて、第3条に明記するものでございます。平成18年度の地方自治法の改正で、行政財産の有効活用の観点から、余裕部分の一部の貸し付けを認め、可能な限り長期安定的な利用ができることとなったため、地方自治法第238条の4、行政財産の管理及び処分中、その用途または目的を妨げない限度において貸し付けもしくは地上権を設定し、または使用の許可をすることができるものを定めております。

よって第3条に、目的外に使用する場合は、いこいの館が行う業務を妨げないと認められる場合に限り認めるものといった文言を制定、改正するものでございます。

それに伴いまして、現行の第3条以下の条文を繰り下げるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

いこいの館は、以前、国事業で設置されて国財政が入っており、その債務が、支払いが完了するまでは目的外使用ができない旨の説明を受けた記憶がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

今、企画観光課長が申し上げましたとおり、いこいの館の業務に支障を及ぼさない限りであれば問題ないと。ただ、今、民間へ委託しておりますけれども、契約期間中であれどうであれ、ただ目的外に、今回の条例が可決になった段階で、相手方のほうにはその旨は当然文書で通告させていただき予定となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 課長のほうから目的外使用について、いこいの館に差し支えない、または悪影響が発生しない、そう言われました。いこいの館の使用に対してどのようにお考えなのかお聞きします。

現在、わかさぎ、かしば双方が力を合わせて、以前のように活況を呈するよう努力をしております。正月、連休やお盆などは駐車場も満杯であふれておりました。いま一度、そうなるように努力をしております。いこいの前の広場は駐車場になっているわけですが、3分の1ほど縮小になる。この辺どうお考えなのか。

また、心身とも癒やしに来てくださるお客さんに対し、診療所が目につくということはどうのような影響をお考えなのか、その辺をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

いこいの館の多目的広場につきましては、かしばにお貸しするという事はしておりません。外であります。

先ほど向出議員からも、目的外使用ということで御質問がございました。目的外使用につきましては、適正管理法のもとに目的外使用をしてはならないということ、以前は文言がございました。しかし、平成27年で償還が終了いたしますことから、京都府の自治振興課等の協議を含めて、目的外使用ができるという形で、現在話を進めているところでございます。

ただ、いこいの館との関連につきましては、私どもは逆に、いこいの館にデイサービス、デイケアを持っていくことで、よりいこいの館の利用が促進されるのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

町民の皆さん方にはひとつ御理解をいただきながら、現在町の進めておりますデイサービスの移譲について御協力をいただければありがたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、町長がいこいの館の前にある広場、多目的広場と言われましたが、これは以前の議会で多目的広場というのは削除されましたから、これはもう多目的広場では今はなくなっていると私は理解しております。ただの施設、いこいの館の一部の施設と私は考えております。

今、この土地はどこが管理されておりますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 多目的広場の管理につきましては、現在、町とわかさぎとの土地賃貸借契約の中で、わかさぎが管理しております。

それで、賃貸借契約の中におきまして使用の目的ということがございまして、わかさぎはこの土地を笠置いこいの館業務として使用するもの。ただし、笠置町の使用につきましてはこれを妨げないという契約条項もございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 前の広場は現在、わかさぎが管理されておると聞きました。そういう、わかさぎが管理されておる土地を、町が飛び越えて目的外使用できるのでしょうか。

また、当然、目的外使用される事業者は、土地の賃貸料をわかさぎに支払われることになると理解するんですけども、それでいいんですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの西村議員の質問にお答えします。

管理運営は有限会社わかさぎには委託しておりますけれども、土地または家屋等の所有権は笠置町になっております。よって、笠置町の部分で目的外使用をするということで、その部分は契約がどうのこうのじゃなしに、もう必然と有限会社わかさぎがその分を引き継いで管理契約、委託契約になるということになっております。

それともう一点は、何でしたか。

（「賃貸料」と言う者あり）

参事（田中義信君） すみません。

あと、次の民間業者への賃借料でございます。

これにつきましても、有限会社わかさぎじゃなしに、あくまで笠置町のほうと民間の事業者との契約に基づきまして笠置町のほうに入るということでございます。あくまで有限会社わかさぎに管理運営をお願いしているのは、その土地、建物のいこいの館の業務にかかわる部分を、管理運営を有限会社わかさぎでやっている、そのように我々は理解をしております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今、いこいの館の広場の件ですけれども、デイサービスが27年4月1日からあそこへ行くとなれば、この前の説明では増築されるという話も聞いております。それについて、北から南に建物を建てられるのか、西から東へ建物を建てられるのか、そういう中で広場の面積がかなり変更されると思うんです。

それで、1年に1回の食の文化を12月にされるんですけれども、ことしもされることになっているんですけれども、それによって来年もしやるのであれば、あそこがかなり狭くなった感じの範囲でしかないという感じも受けるんです。そのところ、この前、平米数を聞いたんですけれども、もう一度、どういう感じの建物がどういう大きさを建てられるのか、ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの増設という表現の中の御質問でございますが、正確には現在のいこいの館にありますデイサービス業務は民間医療法人にそのまま移譲すると。そこは改修もされるんですけれども。それに伴って、デイケア部門の機能を拡充されるに当たって、医療施設も併設しなければならないということになりまして、そこに町、いわゆる、今、多目的グラウンドと通称で言いますけれども、そこに医療法人の診療所を建てられるという形になります。位置につきましては、南北になろうかと思えます。それから、面積につきましては、医療法人さんにつきましては大体300平米余り、少々ですか、計画されております。

あと、私の立場で鍋フェスタのことまではちょっと言い切れるかどうかわかりませんが、将来の笠置町の医療と介護の現状を見た中で、公有地の有効活用を図りながら最終的にあの場所を選定させていただいたということになります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 鍋のこと言うか。ええか。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 私どもといたしまして、鍋フェスタについては継続していきたいと思っております。そういった中で、多目的広場が若干縮小となるということなんですけれども、今現在、そこが狭くなってどうするかということは、即答はできかねるところはございますけれども、今後また企画委員会や実行委員会と協議し、検討していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

かなり広場が狭くなるという感じの、今、平米数でございます。そこへ持ってきて将来においては、それが徐々に進行すれば薬局もその付近に行くような感じになるんですけれども、これは薬局さんと話ができていないと思うんです。できていたら、いつから行きたいなという感じのことをおっしゃっているんであれば聞かせていただきたいというのと、今の、食の文化はこれからもしていきたいということなので、かなりの面積が狭くなる。それについても、はっきり言って本当にできるのか、それとも新しいところにするのかということを実際に真剣に考えないと、あの残りのスペースではとてもできないような感じがするんです。そのところをまた考えて、慎重に選定場所も考えていただきたいと、こういうように思うところでございます。

薬局の件はどうですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

院外薬局になりますので、利用者の利便性上、医療法人さんの診療所の移転とひつついてくるものというふうを考えていまして、位置的には南北の線の部分に入るというんですか、南北に線を引くとその該当部分に入ってくる範囲ということです。北に診療所があり、南に薬局がありというふうなイメージで、面積的にはそんなに大きくございませんが、そういうイメージで移設計画をされています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

先ほど町長が、いこいの館の償還が、たしか26年末でしたかね、終わると……。27年ですか、終わるとおっしゃったけれども、26年度に全て終わるんですか。

議長（西岡良祐君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま大倉議員のほうからいこいの館にかかわる償還のことで御質問いただきました。

いこいの館の建設の際には、3年間でお金を借り、建設または用地購入を行いました。当然、用地購入が一番初年度でございましたので26年度末で終わる。当時借りたのは、地域総合整備事業債といいまして、基本的には10年の償還でしたけれども、財政的に非常に厳しいということで20年間に延ばさせていただいております。基本的には10年で適管法の法律の部分ではクリアされていますけれども、念のために先ほど町長が申し上げましたとおり、自治振興課に確認しましたら、もう償還も終わるしということで了解はいただいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

いこいの館のあり方についてですけれども、わかさをなくして町直営にされていくことのほうが、事がスムーズにこれから進んでいくと考えます。こういう取り組みも進めていただきたいと思いますが、町長、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） もう一回質問したってくれるか。

4番（西村典夫君） いこいの館のあり方でありまして、わかさをなくして町直営にされていくほうが、これからのことがスムーズに運んでいく、そのように思うわけです。こういう取り組みを進めていただきたい、そういう質問をいたしました。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在のいこいの館の運営につきましては、株式会社かしばにその業務を委託しているところでございます。その契約は28年のたしか6月いっぱいまでになっていると思います。それ以後のことにつきましては、また利用いただく町民の皆さん方、議会とも御相談を申し上げながら、後の利用については考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） よろしいか。

ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第22号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第22号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件より、日程第7、議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件までの3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第24号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、同様の提案理由でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法、平成24年法律第65号等子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月1日から施行が予定されているところでございます。

この新たな制度では、大きく次の3点の目的がございます。1つ目は質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、2つ目は保育の量的な拡大、確保、3つ目は地域の子育て支援の充実を図ることでございます。この目的を達成するため、多様な保育、教育施設等の設置や運営についてなど、町で定める基準に従い提携をしなければならないことから、各条例を制定する次第でございます。

施行日は法の施行日となっております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、今提案させていただきました3つの条例制定に、まず共通いたします趣旨から若干説明させていただきます。

提案理由にもございましたように、子ども・子育て支援制度は平成24年8月に成立し、施行は現在のところ平成27年4月1日となっております。その3つの法律といたしますと、大

きくは子ども・子育て支援法、それから認定こども園法、それから縮めて申しますが関連整備法という、この3つの法律が柱となっております。

目的につきましては、先ほど提案理由にございました、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保。地域の子ども・子育て支援の充実という、こういう3つの目的を持っております。町としてこの3つの目的を持った新制度の実施主体となるべく、今回条例を制定させていただくわけですが、この条例とともに、今現在策定中でございます笠置町子ども・子育て会議で、子ども・子育て支援計画というのを策定しております。条例とこの支援計画をもとに、来年度から給付を実施することになります。

まず、新制度の給付事業といいますと、認定こども園という聞きなれない言葉があると思うんですが、簡単に言えば学校教育と保育園の協働版といいますか、2つの面が備わった機能を持つ園というふうに理解していただければいいかと思いますが、認定こども園、それから従来の幼稚園、保育所、こういう施設に共通した施設型給付と、それから、いろんな地域で多様な保育が可能となるような家庭的保育事業、いわゆる保育ママというふうなこと、それから事業所内保育と、そういうふうな給付の制度、地域型保育給付と、この2つの大きな区分けがされておるところでございます。

町で定めたことによって、この2つの給付を認可、確認するわけですが、その認可したのが特定というふうな位置づけになりまして、議案にもありますように、特定教育とかそういうような表現になっております。町があくまで認可した施設ということ、あるいは事業であるということが特定という意味であるということを、まず御承知いただければと思います。

それでは、議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について、逐一説明させていただくとかなり時間をとりますので、代表条文で御説明申し上げたいと思います。

この条例につきましては、特定教育・保育施設の設置者、これは当然、民間になりますけれども、町がみずから設置する場合も含まれますが、この条例で定められた基準に従い、保育を提供するということになります。町みずから設置する場合は、当然ですが、他市町村の事業所を笠置町の住民が利用する場合も、笠置町の条例に基づいた認可を確認しなければならないということから、この条例の制定をする意義というものもあるということをお願いします。

各条文の構成でございますが、特定教育・保育施設と、特定地域型保育事業の運営基準に

定めることから、両者の共通事項を、まず1ページ目をめくっていただくと目次がございますが、第1章のほうで規定しております。それから、第2章のほうでは、第2章で代表説明をすることでございますが、第2章の特定教育・保育施設の運営基準を、代表説明をこれからさせていただくわけですが、第3章の特定地域型保育事業というのも同じ構成をしておりますので、第3章は若干ちょっと省かせていただきたいと思います。

まず、利用定員に関する基準としましては、3ページの第4条のほうを見ていただければ、お願いしたいんですが、そこでは、利用定員に関する基準を定義しておりまして、20人以上の規模は保育施設、19人以下の規模は小規模保育事業に分類され、その類型ごとの利用定員を定めております。

それから、第5条のほうでは運営に関する基準を定めておりまして、利用者に対する文書の説明、あるいは利用者の、理解しましたよという同意を得る必要というのを決めております。

それから、4ページの第6条では、基本的な利用の申し込みに対する保育提供の義務づけ、利用定員を超えた場合の抽せん等による選考といった公正な利用者の受け入れ方法の明示を義務づけるというような条文になってございます。

それから、5ページの第8条から第9条にかけましては、利用者が給付費を受給する資格を持つか、支給認定の基準に従い確認することを定めています。

それから、6ページの第13条では、利用者が負担する金額の支払いについて定めています。ここが一番関心のあるところになるかと思うんですが、現在、国では公示価格というのはまだ未公表でございまして、公示され次第、また別途定めることとなっておりますが、経過措置も踏まえまして現行の保育料と、保育料については大差ない設定に、とりあえず経過措置期間はなろうかというふうに考えております。

それから、7ページの第14条の中では、保護者に対して保育料の支払いを受けたことを証明する通知をする必要があるということ定めている。

それから、9ページの第20条では、施設及び事業の運営規定について各号で定め、個々の施設や事業が定めるべき重要な運営規定の項目を列挙しております。この運営規定を定める個々の施設及び事業においては、この条文をもとに運営規定を定めることとなります。

その他、運営に関する基準については、第2章においては、12ページの第34条まで記載しております。

それから、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費については、その基準を12ペー

ジと13ページの第35条及び第36条のほうで基準を定めております。今度は特別じゃなしに特例というような表現を用いていますが、この特例というのは、いわゆる幼稚園の資格を持ちながら臨時的に保育園で見てもらふ、あるいは保育園の資格を持っている人で幼稚園で面倒を見てもらふという、そういう特例的な場合の給付費を定めている項目でございます。

ここはちょっとはしりまして、最後に20ページの附則でございますが、先ほど施行日が法の施行日というふうなことでございまして、現在、上位法においてこの子ども・子育て支援法でございますが、法の施行の日から施行するというような表現を用いておりますが、現在、消費税が上がった、これは財源を伴いますので、消費税が10%に上がる27年度に予定されているわけで、その当該年度の4月1日というふうなことで規定されていまして、今現在のところ、平成27年4月1日というふうなことが予定日になってきます。

それから次に、ちょっと長くなるんですが、3つ一緒ですんで。議案第24号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についての概要を続けてさせていただきます。

提案理由にございました2つ目の理由で、保育の量的拡大、確保についての関連条例になってくるというふうなことになるんですが、笠置町では待機児童がございませんので、直接的には関係ないんですが、この施設を利用する町民がおれば、その施設を認可していく必要がありますので、制定する必要があるというふうな位置づけになります。

内容的には、これは児童福祉法の関連法の改正によって整備する条文でございまして、内容的には家庭的保育事業、それから小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業と、こういう4つの中身の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。

まず、2ページの第3条及び第4条では、その最低基準を超えて設備・運営を常に向上させる努力義務がうたわれているところでございます。

それから、同じページの第5条から7ページの第21条までが家庭的保育事業の共通事項として定められていまして、ここでは保育を提供する環境における災害対策、それから、職員に求められる資格、衛生管理、食事提供、健康診断等々、具体的な基準を定める形となっております。

それから、7ページの第22条から8ページの第26条にかけまして、家庭的保育事業について記載しておりまして、利用定員が5人以下の規模の事業で、保育者の自宅または賃貸アパートで保育を実施する事業で、いわゆる通称保育ママというふうには呼ばれるような事業に該当するものでございます。

この中で、資格の問題とか、研修を受けなければならないとか、それから1人当たり何平米以上のスペースを確保しなさいとか、そういうふうな基準が書かれているということでございます。

それから、8ページの第28条から第30条に、それから第31条、第32条、第33条、第36条までの中で小規模保育事業について、小規模保育事業でもさらに3つを分類化した中でそれぞれの基準を定めております。職員数、資格、教室のスペース、面積というふうな形で定められております。

それから、13ページの第37条から第41条までには、居宅訪問型保育事業が定義されています。通称ベビーシッターというふうな事業がここに、範疇になるということでございます。利用定員の規定はありませんが、第39条において保育者1人が保育できる乳児数の数は1人と、マンツーマンというふうなことが定義されているところでございます。

それから、14ページの第42条から事業所内保育事業というふうなことで、従業員規模に従って保育する必要児童、利用定員枠というのを従業員数ごとに決めているというふうな規定がございます。

附則にまいりまして、この条例の施行期日は先ほどの条例と同様の、法施行の日から施行するというふうなことでございます。経過措置も当然、附則の第2条から第5条に書かれております。

それから最後、議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、その概要を説明させていただきます。

これは提案理由にありました3つ目の目的、地域の子ども・子育て支援の充実ということで、表題にありますように、放課後児童クラブは当然、直接的な施設となりますけれども、そのほかに一時預かり、延長保育、それから妊婦健診の充実とか、そういう広い範囲の子育て環境の整備の充実というふうな観点から条例を定めております。

これは関連整備法の改正によって児童福祉法の改正に基づいておりまして、1ページの第5条では、本事業に求められる一般原則を規定しています。ここでは10歳未満が児童クラブというんですか、なっているんですけども、小学6年生まで拡大適用されている。法が改正されたことによってそうなったと。笠置町は既に6年生までやっておるわけですが、法で位置づけられたというふうな形。

それから、運営基準については、2ページの第9条から第10条にわたりまして規定しています。第9条では施設設備で、1人当たり1.65平米以上のスペース、面積を持ちなさい

い。あるいは第10条では、1つの集団につき支援員を2人以上配置しなければならない。それから、笠置町においても言えることですが、現に従事している無資格者に対し猶予を設ける経過措置の中で、研修を受けさせて資格同等者とみなすようなことも規定しております。開所日数は年間250日以上を原則とするというふうな規定もこの中に書かれているところでございます。

それから、附則につきましては、施行日につきましては前2条と一緒に。それから、経過措置につきましても、附則第2条で書いております。

ちょっとわかりにくい説明で、大変申しわけなかったですけれども、以上で説明を終了させていただきます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この制度は、主に都市部における保育園や学童保育の待機児童を解消するためにつくられる制度で、こういう意味では町には関係ないのですが、この制度及び児童福祉法に基づいて、これから保育園を運営されていくものと考えます。

何点かお聞きします。

保育料は自治体の基準で決められることとなっております。今、課長のほうから、まだ国の基準は提示されていないと言われましたけれども、現在町は、国の基準の何割程度町が負担して軽減措置をとっておられますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

町の保育料が国の基準に比べてどれぐらいの程度であるかという質問でございますが、階層でパーセンテージは変わりますが、高所得者、国の基準で定める上位ランクでは、町は約半分以下、50%未満というふうな現状になっているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 全国平均、平均して約3割程度を自治体が負担されていると知りおきますので、町は他町村よりも頑張っていることを理解いたします。

この制度とあわせて保育料を値上げされる自治体が少なからずあります。町は現行のままで行かれることを確認させていただきたいんですが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

現在の保育料を踏襲せよというふうな内容でございますが、今の予定では当然笠置町の保育園は1つございまして、その保育園を、例えば27年4月から認定保育園にすると、そういうふうなことは現状のところ考えておりません。

ただし、やはり学校教育を兼ね備えた保育園を目指すべきじゃないかと。いろんな協議が今、子ども・子育て会議で実施されていまして、それで保育内容を充実させていきたいと思っていますし、仮に、仮定の話で申しわけないですが、これが認定こども園になれば、当然保育料もそれに合った保育料が設定されるものと考えております。

27年4月からは現状の保育料とそんなに変化を考えておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

厳しい財政状況ではありますが、こういう分野には引き続き頑張っていたきたいと思いません。

給食費については、実費徴収が検討されておりましたが、今までどおりおかずは公定価格、主食は実費徴収になりました。日用品や文房具などは、町は実費徴収されておりますが、今回、この制度で自治体が全部または一部を助成できる事業が新設されました。町でもぜひこの制度を取り入れられ、さらなる保護者の方への負担軽減に取り組んでいただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

現在、策定しております子ども・子育て支援計画、あるいは会議の中で十分検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この第23号、第24号、第25号、読ませていただいてもわかりづらいというか、聞いてもなかなかわかりづらいんですけれども、要するにこれは先ほどからありますように、自民党の3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連法案が24年8月にできたということで、当時、いわゆる待機児童をなくすということで国ではやっていたものの、この副産物だと思っておりますけれども、先ほども西村議員がやったように、笠置町にとっては余り認定こども園とか、今のところ余り関係ないところなんですけれども。そして、これが先ほどありましたよ

うに消費税が10%、27年10月ですか、上がれば施行ということなんですけれども、そのうち7,000億円を財源とするという法律なんですけれども。

この子ども・子育て支援法で笠置町の既存の、たくさんあるんですよ、これ、笠置町保育所設置条例、保育所管理規定、保育所入所措置条例、笠置町放課後児童健全育成事業運営要綱、そしてこの前、この法律に基づいてつくられたのが笠置町子ども・子育て会議条例とあります。だから、この条例との関連性というか、関連するところがあると思うんです。できたら整理というか、例えば、ここに笠置町放課後児童健全育成事業運営要綱とかあります。だから今、この第25号ですか、出ているとか、ほとんど余り変わらないというか、条例と要綱は違うんですけれども。

だから、その辺のところの笠置町の既存の保育所の関連と、今、3条例はありますけれども、一遍整理していただければ、既存のほうがやっぱりよくわかりやすいんです。今回のこれが、なかなか条例がわかりにくいというか、我々でもちょっとなかなかわかりづらいところがあるんで、そうした一応、今後この法律の施行が早ければ27年4月ですから、それまでにこういった、今言いましたような、一遍整理するところは整理ということはどうですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問で、西村議員さん、あるいは大倉議員さんの御質問の中に待機児童がメインであるというのは、確かに3つの柱の中に待機児童対策というのがあるんですが、現状は少子化対策、いわゆる子育て環境の充実というふうな面も多分に含んでいるということは御了解いただけたらありがたいなと思います。

そういう面で、条例の整備の関係なんですけど、これは基本的には民間を対象とした条例でたまたま、たまたまという表現はちょっと間違っていると思うんですが、設置者が町であるから町条例もあるという位置づけ、統合することは不可能ということになります。

この条例の中には、国の従うべき基準と参酌すべき基準というのがそこかしこにちりばめられていまして、従うべき基準は最低限、これ以上は町のほかの条例で定めてもいいですよという基準、それから参酌すべき条文については、これを参考にして町で上下してもいいよというふうな条文がちりばめられていまして、これと設置者である町の条例とを整理することは事実上不可能だというふうに考えています。

ただ、これに合うような形で再整理することは今後出てくることあるかと思いますが、そのときに整合性の図れるような形に持っていきたいなと考えています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） そういうようにおっしゃいましたけれども、頭に同じような笠置町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する、笠置町にも先ほど言いましたように、放課後健全育成事業、中身的には同じようなこともやっぱりあるんです。その辺のところ、これが、どれがどうというか、なかなかわかりづらいんです。だから、同じような条例とか要綱があるので。

それと、笠置町子ども・子育て会議条例、これは先ほどの3連法に基づいて先行してつくられているんですけども、例えば議案第23号の第31条、地域との連携等、これとの関連というか、どういう子育て会議条例となってくるんか。それは、関連はないんですか、これ。地域との連携等、ここにはそういうようなニュアンス、笠置町子ども・子育て会議条例とありますけれども、ここにうたっているとまた、これは当然、法律に基づいてやっているんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

先ほど説明させていただきました3条例につきましては、当然、町だけのための条例じゃない。この枠の中で町が別途定めているのが保育所設置条例であり、放課後児童クラブの関連条文であるということになりますんで、先ほども言いましたように、ここには従うべき基準、参酌すべき基準というのがちりばめていまして、これをもとに笠置町が決めたり、あるいは民間業者が決めたりするものですんで、なかなかわかりづらいというものもあるんですけども、性質的にはちょっと別個なものであるというふうなことになるかと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第23号について反対討論いたします。

現状でも公から民への流れの中で、民間保育でのサービス低下や保育料の値上げの事例もあります。こうした中で、民営化に道を開くことで、保育の公的責任を捨てることになるのではないか、また、質のよい保育を提供できるのか、そうした点に懸念があることを表明し、反対討論を終わります。

議長（西岡良祐君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第23号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第24号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第24号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第25号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第8、議案第26号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第26号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

この条例一部改正は、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことに伴い改正するものでございます。施行日は平成26年10月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

議案第26号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

説明資料の2ページのほうの新旧対照表の中で、第2条、受給資格の項目の中に根拠法が記載されています。その根拠法が今回改正されまして、母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうな名称と該当条文の変更をしておるところでございます。以上でございます。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第26号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第26号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第27号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第27号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件について、提案理由を申し上げます。

いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する、調査に関する事務を行う広域連合長に属する附属機関を設置するため、相楽東部広域連合の処理する事務を変更するとともに、相楽東部広域連合規約の一部を変更するもので、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

それでは、議案第27号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件について、議案の概要説明をさせていただきます。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布されましたが、その中で調査に関する事務を行う附属機関を設置することとするとして、第30条第2項にその旨が規定されております。この附属機関であるいじめ調査委員会を相楽東部広域連合に設置するためのものです。

番号をちょっと振っておりませんが、新旧対照表を3枚目につけております。そちらをごらんいただきたいと思っております。

広域連合の処理する事務が第4条に規定されております。その中で第8号として、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する附属機関（以下「いじめ調査委員会」という。）の設置及び運営に関する事務、こちらを加えております。

その次の第5条に、広域連合の計画作成する広域計画の項目として同じく第8号に、こちらが附属機関であります、いじめ調査委員会の設置及び運営に関することというのを加えております。この箇所の変更によりまして提案させていただきましたものです。

なお、いじめ防止基本法方針というのも広域連合のほうで作成が済んでおりますので、こちらのほうも報告させていただきます。失礼します。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第27号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第27号、相楽東部広域連合の処理する事務の変更及び相楽東部広域連合規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

議長(西岡良祐君) 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長(西岡良祐君) 日程第10、議案第28号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第28号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額13億3,999万1,000円に、歳入歳出それぞれ2,510万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,509万5,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、ホームページ更新料300万円、番号制度システム負担金478万6,000円、有限会社わかさぎへの維持管理交付金567万円、森林整備地域活性化支援交付金341万7,000円をそれぞれ計上しております。財源といたしましては、国庫支出金、府支出金、基金からの繰入金及び繰越金を充てております。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。まず、総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第28号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について、議案の説明をさせていただきます。私のほうからは、歳入と歳出につきまして総務財政課所管の部分について説明させていただきます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

10款地方交付税、地方交付税、地方交付税、節地方交付税で、普通地方交付税として500万円を増額いたしております。

11款分担金及び負担金、項負担金、民生費負担金、老人福祉費負担金として69万1,000円、こちらは老人保護措置費として増額しております。

13款国庫支出金になります。国庫補助金で総務費国庫補助金、総務管理費補助金といたしまして、番号制度の導入に伴うシステム整備費の補助金として429万9,000円計上いたしております。

14款府支出金、府負担金、衛生費府負担金、保健事業費負担金といたしまして、発達障害児等早期発見・早期療育支援事業費補助金といたしまして5,000円を計上させていただいております。

10ページに移らせていただきます。

同じく14款府支出金、府補助金、衛生費府補助金といたしまして、風疹ワクチン接種助成事業、保健衛生費補助金で1万2,000円を増額、同じく農林水産業費府補助金といたしまして林業費補助金、森林整備地域活動支援交付金335万4,000円、同じく交付金に係ります推進事務費といたしまして6万3,000円の合計341万7,000円を増額しております。

同じく14款府支出金、3項委託金、総務費委託金、統計調査費委託金として5,000円を増額いたしておりますが、説明にあります国勢調査準備調査委託金、統計調査員確保対策事業委託金、経済センサス及び商業統計調査委託金、それぞれの交付金の額が確定いたしましたので、調整いたしまして5,000円を増額しております。

17款繰入金、基金繰入金、ふるさと基金繰入金といたしまして、567万円を計上しております。

18款繰越金、項繰越金、繰越金、前年度繰越金といたしまして、552万1,000円を計上しております。

最後、19款諸収入、雑入、雑入、雑入といたしまして、農地中間管理委託事業費といたしまして48万4,000円、京都府農業総合支援センターからの委託金として48万4,000円を計上いたしております。

歳入につきましては以上となります。

続いて、歳出に移らせていただきます。

総務管理費所管の分といたしまして、12ページのほうから説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、委託料といたしまして337万1,000円、内訳といたしましては、町内の情報管理システム移行作業のために22万7,000円、ホームページの更新委託に係ります委託料といたしまして300万円、京都府地方税機構のデータ突合作業といたしまして14万4,000円を計上いたしております。続いて、負担金478万6,000円、こちらは平成27年度からの番号制度の導入に伴うシステムの負担金といたしまして478万6,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、国庫補助金のほうが充当される予定でございます。

続きまして、13ページ下段になります。2款総務費、統計調査費、統計調査員確保対策事業で減額1万8,000円、国勢調査準備調査費に2万2,000円を増額、経済センサス及び商業統計調査費に4,000円を増額しております。歳入でも説明させていただきましたとおり、交付金の額が確定いたしましたので中の節で調整させていただき、増額、減額それぞれ行っております。

続いて16ページをお願いいたします。

16ページ下段、8款消防費、項消防費、2目非常備消防費、負担金補助及び交付金に1万円を計上しております。こちらは京都府消防協会相楽支部に対する負担金で、研修負担金としての増額となっております。

以上、総務財政課所管の分について説明させていただきました。

失礼します。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 企画観光課が所管いたす部分につきまして御説明申し上げます。

まず、12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、賃金で50万8,000円を集落支援員への賃金として計上しております。これにつきましては、現在人口減少や高齢化が著しく、地域の活性化、ますます低下している。このような状況の中で、平成25年度から町の活性化の

ために「笠置町探られる里プロジェクト」を実施し、町内の地域資源を町内外の方の視点やまちづくりに積極的にかかわる方のおかりしながら、新たな魅力探しを進めてきたところでございます。これらの取り組みをさらに進め、また今後、地域の維持と活性化を目指すため、集落支援員を設置し、町民と行政の協働のもとに集落の現状調査、また課題の整理、実情及び課題についての話し合いの促進、そして具体的な方策の発案及び実施など、活性化に向けて取り組みを進めるものでございます。その賃金といたしまして計上させていただいております。

それと、旅費で2万9,000円、需用費で事務等消耗品費として5万円、役務費で通信運搬費として4万円を計上させていただいております。それと、委託料で観光マップデザインやイラスト、また笠置町をイメージしたデザイン等の作成費として18万4,000円を計上させていただいております。

それから、負担金補助及び交付金で、わかさぎ維持管理交付金としてボイラー2基の入れかえといたしまして567万円を計上させていただいております。ボイラーの入れかえにつきましては、納入後17年ほど経過しており、部品の消耗も進んで、各部品の中にはモデルチェンジしておったり、故障の場合、納期や取り付け工事に時間のかかるものもございまして、緊急の故障に早急な対応ができない、またヒーター本体も、これまで燃焼運転しないトラブルが発生しました。ヒーターの真空不良によるものでありまして、これまで交換可能な部品につきましては真空部品の交換をしまいましたが、その後においても、いまだ真空不良の状態が解消していない状況でございます。そういったことから、ヒーター本体からの漏れ込みによる真空が保てないということで、その漏れにつきましてその箇所を特定することはなかなか難しく、症状が進行すると異常停止し運転できなくなるため、ヒーターの取りかえ等が必要であると、業者のほうからも報告を受けております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の負担金補助及び交付金で、これにつきましては、商工会が行います商品券の発行に生じる無償提供分を支援するもので、今計画されております発行総額、額面総額でございますけれども660万円、そのうち販売総額が600万円、そして60万円がプレミアムの総額となります。その60万円に対しまして、府が3分の1、町が3分の1を補助するものとして町といたしまして、20万円を計上させていただいております。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） それでは、税住民課が所管します歳出について御説明いたします。

13ページ上段をごらんください。

2款総務費、徴税費、賦課徴収費、償還金利子及び割引料20万円の補正をお願いしています。内容につきましては、配当割、譲渡割の還付により法人、町民税等の還付金に不足が生じたので計上しています。

次に、同じく2款総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、委託料2万円の補正をお願いしています。内容につきましては、住基ネット機器の入れかえに伴い保守の無償期間が終了いたしますので、保守費用を計上しています。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算について御説明申し上げます。

ページは14ページと15ページにわたっております。

まず、14ページ民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費で2万5,000円、内容は負担金補助及び交付金で社会福祉協議会が実施しております訪問介護の事業所の空調機器に対して町の補助事業実施要綱に基づいて実施する補助金でございます。それから、同じ同項4目老人福祉費で、124万5,000円の補正をお願いしております。中身は扶助費120万円、歳入でも御説明ありましたが、老人福祉法に基づく保護者が1人、該当が生まれたので、その分に対する扶助費、それから介護保険の繰出金4万5,000円を計上しております。

それから、同項5目老人福祉施設費のほうで35万8,000円、内容は委託料で10万8,000円、これは今般デイサービスを民間に移譲するに当たりまして、特殊浴場が老朽化で再利用は不可能というふうなことの判断の中で、撤去費のみ町のほうで計上するというふうな申し合わせによりまして、10万8,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、18節備品購入費25万円、これは包括支援センターなり居宅介護支援事業所を産業振興会館の倉庫に移転するに当たりまして、その倉庫にある資材を会館外の倉庫に入れるための備品でございます。

それから、同じ民生費、2項児童福祉費、児童福祉総務費のほうで64万8,000円、内容につきましては、敷地内にあります下水のマンホールが腐食いたしまして、老朽化した

しましたので早急に修繕する必要があり10万8,000円、それから例規影響調査委託ということで子育て関連3法の整備によりまして町例規を全般的に見直す必要がございます。それに係ります調査、54万円。

最後に、衛生費、保健衛生費、予防費で報償費1万1,000円、これは現在インフルエンザ行動計画というのを庁舎内で策定しておりまして、それができ上がりますと有識者の意見聴取というのをする必要がございます、それに伴います報償費、医師会等々でございます。

それから、需用費のほうで36万8,000円、これは次のページ、委託料なり負担金も関連するわけでございますが、高齢者の肺炎球菌ワクチンとそれから水痘の予防接種が10月1日より定期接種化になりましたことによりましてその部分の関連費用でございます。

15ページ、委託料で30万6,000円、それから19節負担金で1,000円というのはシステム改修に伴うものでございますが、以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課の所管します補正予算について御説明いたします。

14ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、2目の社会福祉施設費の中で委託料27万9,000円を計上しております。これは、当初予算で130万円を概算計上いたしておりましたが、詳細設計精査によりまして、この金額を増額し補正するものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） それでは、建設産業課所管の歳出予算の説明を行わせていただきます。

予算書15ページをお開きいただきます。

まず、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費4万6,000円の補正となっております。内容といたしましては、需用費、消耗品費といたしまして、こちらにつきましては、本年7月に改選が行われました農業委員会委員の新任委員に係ります作業服2名分、これの購入費用を計上させていただいております。

同じく3目農業振興費、補正額48万4,000円、こちらにつきましては、ことしから始まります農地中間管理事業に基づきまして、京都府農地中間管理機構から委託を受ける農地の集積などの業務に係る費用のほうを計上いたしております。

賃金といたしまして18万6,000円、これにつきましては、窓口業務や貸し手、借り手の調整などを行います農地集積コーディネーター、これの設置費用ということで計上いたしております。

旅費6,000円、これにつきましては、当該事業に係ります普通旅費を計上しております。

同じく需用費24万2,000円、消耗品費といたしまして、こちらも同じく当該事業に係ります事務用消耗品費等の購入費を計上いたしております。

役務費5万円、通信運搬費といたしまして、こちらも同様に当該事業に係ります通信運搬費を計上したところでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費341万7,000円の補正でございます。中身といたしましては、需用費といたしまして消耗品費で6万3,000円の計上、続きまして負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、森林整備地域活動支援交付金といたしまして335万4,000円ということになっております。こちらの中身につきましては、平成24年度に策定されました森林経営計画に基づきまして森林整備地域活動交付金として交付されるものでございまして、当該年度、平成26年度につきましては、48ヘクタールにつきまして立ち木や路網などの森林調査、測量並びに間伐同意の取りつけなどを行っていただくということに合わせまして、計画区域内面積300ヘクタールの施業路の整備が実施されるということになっております。

先ほどの需用費につきましては、当該事業に係ります事務費として交付金の対象になっておるものでございます。

続きまして、3目林道維持費84万円の補正額となっております。賃金といたしまして、作業用賃金4万円、委託料、林道維持管理委託といたしまして70万円、次のページになりますが、使用料及び賃借料、機械等の賃借料といたしまして2万円、原材料費で8万円の計上をさせていただいております。このうち、賃金、使用料及び賃借料、原材料費につきましては、台風11号以降の大雨によりまして横川林道において小規模な路肩の崩壊や路面の陥没等が発生しておりまして、その復旧に要する費用を計上させていただいております。

また、委託料につきましては、当初に除草等の維持管理業務委託として90万円を計上しておりましたところですが、昨年、台風18号等の被害がありました関係で林道の除草ができておりませんでした。それもありませんでした。それもありませんでした。今年度、現地確認いたしました結果、雑

草の繁茂が激しく、除草を必要とする区間が大幅に増加したということで、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページの中ほどになりますが、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費200万円の補正額となっております。こちらにつきましては、道路維持修繕工事の工事請負費として200万円を計上いたしております。同じくこちらにつきましても、当初短費工事分といたしまして200万円を計上しておりましたところですが、既に除草工事2件でほぼ全額を消化したということになっておりまして、今後、道路側溝等の小修繕を予定しておりますので、今回200万円の補正を計上するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

12ページ、集落支援員についてお聞きをします。集落支援員については、賃金、旅費、委託料が計上されております。合わせて72万1,000円になります。この費用は国からの交付金で賄われると聞いておりましたが、一般財源からの支出となっております。どういふことか説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

特別交付税としてこの集落支援員制度が、上限350万円として実績額に応じて交付される予定と聞いております。特別交付税は、特定財源ではなく一般財源として扱いさせていただきますので、そのような形で一般財源というところで計上させていただいております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） わからなかったんですけども、一般財源で計上しておいて、後から特別交付税が充当される、そのように考えたらいいんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

交付税は、特定財源ではなく一般財源として、特別交付税であっても一般財源として扱われるというものなんです。特定財源となりますのは、予算書にも上がっておりますように、国庫支出金だったり府支出金、それから特定の財源をもってするものとしてなっておりますの

で、特別という名前がついているものですがけれども、交付税全般といたしましては一般財源という扱いになっておりますので、今回も一般財源組み替えとかという措置は今後はいたしません。ただ、財源として交付税が交付されたときにその分が含まれていますよということになるだけで、組み替えとかという措置は何も行うことはないです。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） その中のデザインの委託料、これはどのようなデザインを委託されるんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） デザイン委託料ですがけれども、1つには、駅をおりて電話ボックスの横に大きな看板、柳生とかいろんなどころが入っている看板があるんですがけれども、地図といいますか、そういったものを町内だけのそういう看板のマップといいますか、そういったものをつくっていきたいと思っております。

それと、笠置をイメージしたようなデザインというのを作成とかイラストとしているんですがけれども、委託するに当たって、笠置をどんなイメージされるかということから始まって、それに基づいて笠置をイメージしたようなデザインを考えていただきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

12ページのホームページの更新委託なんですけれども、300万円。まず、本題に入る前に町長、インターネットをやられていると思うんですが、笠置町のホームページ見られたことありますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私は、インターネットは苦手です。しかし、ホームページは見たことはあります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ということは、インターネットはやられてなくて、笠置町のホームページも見られていないということではないんですね。

一応300万円、事務局にお聞きしたら業者の契約期間が切れるということで300万円出されているんですがけれども、このインターネットというのはやはり不特定多数、全国、そして世界中というのかな、見られるものなんですけれども、笠置町のこの更新と同時に、

これから笠置町の、町長見られていないということなんですけれども、要するに更新されていなくて古いんですよ、本当言って。全国で町で一番少ない人口の沖縄の与那国町、このホームページ見ていると、常に新しく人口動態等毎月更新、それから財務諸表、要するに予算がどういうふうに行われているとか、細かく出されております。笠置町のも、インターネットを見られていたらわかると思うんですけれども、本当に古いのが案外多いんですよ。だから、常に新しく更新、そのホームページの更新はいいんですけれども、更新で新しくなったところでやはり中身を変えなアカンんですよ。だから、中身をしっかりと更新していただきたいんですけれども、どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 御質問にお答えさせていただきます。

更新につきましては、職員のほうが今のホームページでも対応をしておるんですが、中身によっては以前のデータのままというのもあるのかもわかりません。毎月更新する分については職員のほうもしておりますし、総務財政課でいいますと運動公園のことであったり、それから交際費の関係であったりというのは、その都度更新をしている、職員のほうで作業はしてもらっております。今度この補正予算に計上させてもらっております部分も、職員のほうがその都度改定というか更新できるような形でできたらと思っておりますので、今後また職員のほうにも、更新につきましては指導させていただきたいと思っております。失礼します。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

15ページの林道維持費、委託料70万円ですか、この林道管理委託になっているんですけれども、これは業者に委託されているのか。そして、林道は3つあるんですね、あれ。しかし、解釈によっては1つかわかりませんが、私は3つと解釈しています。横川と三国と野田林道。ここを、どの林道を委託されているのか、ちょっと教えてもらえますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問でございますが、今現在まだ委託はしておりません。林道、実は町内5路線ございます。横川線、切山線、野田線、阿曾線、三国越線、この5路線ございます。通常、林道の管理といえますと除草も含め、水路の清掃等がございますが、なかなか毎年費用的に苦しい部分もありまして、主要林道の草刈りを何とかこれまでやらせていただいていたという経過でございますが、先ほど御説明させていただきました

とおり、昨年の台風18号によりまして小規模な土砂の崩壊等がありまして、その除去等に費用が持っていかれてしまったということで、実際問題かなりひどいところにつきましては職員のほうで草刈り対応させていただいておったんですが、ほとんどの部分においてできなかったというのが実情でございます。

それを受けまして、各区長様のほうからも、今年度は林道の草刈りをぜひともやっていただきたいということで、そういう要望もございまして、今回補正をさせていただいた数値の根拠でございますが、何年か前に緊急雇用対策というものを使わせていただいて、林道の除草をさせていただいたときがございまして。その際は、5路線のうち4路線させていただいたわけでございますが、その時の実績数値をもとに今回の補正額を計上させていただいております。

あと、今後でございますが、町内業者のほうに見積もり依頼というような形をとらせていただいた中で委託業者のほうを決めていきたいと、このように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

先ほど、横川の林道のところ、11号でちょっと崩れたところもきれいに直っています。それと、野田林道のところ、今度職員さんが出て刈っていただいたということで、それと崩れがちょっとあったのと、舗装の一番へこんでいるところが普通の流れた土砂でどろどろになっているところがあるんです。ところが、それは職員さんが行って草刈りしてもらうのは結構なんですけれども、職員さんには職員さんの仕事があると思うんですよ。だから、仕事行って、私は何も文句言っているんじゃないですよ、そういうところも踏まえた中で、こういう予算的にされたほうが、職員さんはそんな土木とか土掘りとかそういうところに行くよりも自分の本来の姿の仕事をしたほうが私はいいと思うんです。そこのところ、課長いろいろと予算のほうも都合あって、業者を選ばれないところもあると思うんですけれども、これから先も、職員があちこち行ってあんまり形で見えのいいものと違うんですよ。だから、固めて業者にさせていただくとか、そういうところをしたほうがいいと思うんですけれども、課長どうですか、そこのところ。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 今の点については、御指摘のとおりだと思います。今後、極力職員が行って作業するというのは緊急応急的な必要最小限でとどめておきたいと、このように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 林道の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、ちょっとこの予算と関係ないかもわかりませんが、三国林道で今崩落したところ、ブルーシートを敷いている部分があるんですよ。あれは和束町と笠置町のちょうど中間ぐらいというかどっちになるのか、だからここに予算が上がっていないということは笠置町ではないかなと思うんですけども、ブルーシートを敷いて、道から下ののり面が崩落しているところが大きく崩落しているんですよ。あれ、工事大分かかると思うんですけれども、それは笠置町管轄のところですか。ちょっと和束町かわかりませんが。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問でございますが、林道三国越線につきましては底地で管理を分けるということではなく、区間を定めて和束町、笠置町、南山城村で管理区間を定めてやっております。今、大倉議員から御指摘があった箇所につきましては、底地は和束町杣田というところになりますが、管理区間につきましては笠置町の管理区間となっております。これにつきましても、昨年の台風による災害でございます、予算的にも今年度に繰り越しをさせていただいておる工事となっております。

大倉議員さんがいつ現地の方を見ていただいたのかあれなんです、これまでから同一路線の方で和束地内でも同様の災害復旧工事をやっておりました関係で、工事着手の時期をいろいろと調整をさせていただいておったところでございます。8月の後半から9月の中旬にかけて準備工等をやっております、今月工事の方着手しております、工期は9月中となっておりますので、現在完成に向けて施工中ということになっております。発注は笠置町の方ということになります。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

先ほど杉岡議員が言われました70万円の林道維持管理委託ですけれども、横川線の草刈りとかここ何年もやられてはらんと、村の人が出合いみたいな形でやってはるのを聞いているんですけれども、その管理委託の中に草刈りは入っていないですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 林道の年間管理委託というようなことは、これまでからもやっております。今回補正予算に計上させていただいておりますのは維持管理ということで、中身的には草刈りということになります。これにつきまして、先ほどもお答えさせていただ

きましたとおり各路線あるんですが、業者さんのほうに見積もりをとらせていただいた中で、委託先の業者を決めさせていただくという予定をしております。それに基づきまして、今年度、林道横川線、野田線、三国越線等の除草をこの後発注させていただきたいと、このように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第28号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第11、議案第29号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第29号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億3,103万円に歳入歳出それぞれ1,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,449万9,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では保険給付費の増加見込みに伴います国庫支出金等の増額、歳出では保険給付費の増額並びに後期高齢者支援金、介護納付金の確定等により増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第29号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。6ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金、現年分118万円の補正をお願いしております。内容につきましては、保険給付費の増加見込みに伴う増額と後期高齢者支援金並びに介護納付金の額の確定に伴う歳入の増額でございます。

これより3カ所につきましては同じ内容となっておりますので、一括説明とさせていただきます。

3款国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金31万2,000円、続いて4款療養給付費交付金、療養給付費交付金、療養給付費交付金、現年度分8万4,000円、続いて6款府支出金、府補助金、府補助金、財政調整交付金24万3,000円の補正をお願いしております。いずれも、さきの療養給付費負担金と同様の保険給付費の増額見込みに伴う増額の内容でございます。歳入の増加を計上しております。

10款繰越金、繰越金、繰越金、繰越金、繰越金1,165万円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出の増加に伴う不足分を繰越金で計上しております。

続いて、歳出について御説明いたします。

7ページをごらんください。

歳出、2款保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養費、負担金補助及び交付金55万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、一般被保険者の療養費の増加が見込まれますので増額しております。

同じく退職被保険者等療養費、負担金補助及び交付金8万4,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、退職被保険者の療養費の増加が見込まれますので増額しております。

3款後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、負担金補助及び交付金120万7,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、後期高齢者支援金の額の確定により増額でございます。

5款介護納付金、介護納付金、介護納付金、負担金補助及び交付金170万9,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、介護納付金の額の確定により増額しております。

続いて8ページをごらんください。

10款諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、償還金利子及び割引料991万6,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、療養給付費負担金等の実

績報告が完了いたしましたので、超過分に当たる返還見込み額を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ1,346万9,000円を追加し、総額それぞれ2億4,449万9,000円としております。

これで、国民健康保険特別会計の補正予算の説明を終わります。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第29号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第12、議案第30号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第30号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ129万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,121万2,000円とするものです。

主な提案内容は、保険給付費並びに平成25年度事業費の事業確定に伴います返還金等の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第30号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

資料の6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましては保険給付費と、それから歳出のほうで保険給付費と権利擁護事業という、大きく分けて2種類の歳出項目がありまして、まず保険給付費に係ります歳入を御説明申し上げます。

まず、国庫支出金、国庫負担金、1目介護給付費負担金で5万6,000円、続きまして3款の国庫支出金、国庫補助金、1目調整交付金で1万7,000円、それから1つ飛びまして4款の支払基金交付金で同じく支払金交付金、1目介護給付費交付金で8万1,000円、それから5款の府支出金、府負担金、介護給付費負担金で3万4,000円、それから次のページにわたりまして、7ページの繰入金の7款繰入金の1目介護給付費繰入金で3万4,000円、以上が保険給付費の歳出に伴います公費負担分8割分となっております。

続きまして、もう一つの権利擁護事業という歳出項目に係ります歳入を御説明申し上げます。

6ページの3款の国庫支出金、2項国庫補助金、3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）で2万2,000円、それから次の7ページにまいりまして5款の府支出金、府補助金、2目の地域支援事業交付金で1万1,000円、それから7款の繰入金、一般会計繰入金、3目の地域支援事業繰入金で1万1,000円、これが権利擁護事業歳出の事業費の8割分に当たるというふうな歳入の構成になっております。

続きまして、歳出のほうを御説明申し上げます。

8ページ、保険給付費、介護サービス等諸費、4目の居宅介護福祉用具購入費でございますが、現状予算執行がもう7割強を超えておりまして、今後の見込み額10万円を足しまして、現計予算額を38万4,000円とするものでございます。それから、5目の居宅介護住宅改修費も同様の理由により1件満額を相当いたしまして、18万円を増額しているところでございます。

それから、次の段の3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、3目の権利擁護事業につきましては、該当案件が出ましたので、それに伴いまして弁護士費用、それから費用弁償の旅費、需用費は必要ないということでマイナスをして、役務費、これは裁判の提訴費用と言いますか、後見人の申し立て費用の5万円を見ております。補正額は合わせて5万4,000円。

それから8ページの最後、6款の諸支出金の償還金のほうで平成25年度の国・府返還金

が確定しまして、その額の差額、当初予算との差額96万5,000円を増額計上させていただいた次第でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

8ページですね、歳出のほうですけれども、居宅介護住宅改修費18万円の補正を組んでおられますが、これ実際18万円補正を組むということは、改修してほしいというところがあったということですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

金額は別にしまして、要望が上がってくると予想しております。そこにつきましては、満額給付額が20万円が支給限度額になっていますので、9割給付ですのでマックスの18万円を見させていただいているということでございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 今、満額で20万円というお答えで、だからこのほぼ3件分ということに理解したらいいわけですね。40万円と18万円ということですから、ほぼ60万円ですね。これ3件分の改修の申し込みがあったというぐあいに理解したらいいわけですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

件数につきましてはちょっと今資料がございませんのであれなんです、全てが満額支給ということではございませんで、計画額の9割給付、例えば5万円の手すりを事業計画で上げてこれれば、それに対して9割給付をするというふうな形になります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 9割給付ということで理解いたしました。

その上の補正額10万円の計38万4,000円ですか、居宅介護福祉用具購入費、これの補助率は補助限度額並びに補助額の最大限は幾らになるかちょっと教えていただけますか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） これにつきましても、ポータブルトイレというのがメインで、つえとかそういうのがレンタルの場合とそれから買い取りの場合がそれぞれありまして、それぞれに用品が決まっていますのでおおむねの定価というのがありまして、それに対して

9割給付をさせていただくというような、これもケアプラン等々が影響しまして、むやみに要望すればどうのこうのというわけにはいきませんので、その人にとって介護の必要度を見きわめて支給して、それに対して用品に対して9割給付を決定していくというふうなことでございます。

当然、介護度別に支給限度額というのがありまして、ちょっと今資料は持ち合わせていませんが、1カ月で支給できる限度額というのがそれぞれに適用されるというふうに考えています。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第30号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月25日午前9時30分から開会いたします。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後2時06分